

歩こう会規約 (2017. 7. 18.)

1. 目的

歩こう会はウォーキングを通じて、会員相互の健康増進と親睦を目指します

2. 会員資格

SNF（シニアネット福岡）に入会し、歩こう会 ML に登録手続きを済ませた者を会員とする（入会金や年会費は不要）

3 企画及び運営

歩こう会は歩こう会会員有志（世話人）によって企画・運営される SNF とは独立した組織を持つ同好会です
例会は原則として毎月一回、年間 12 回行います

4 例会の案内・募集

毎月の例会担当世話人が歩こう会 ML で募集します
参加申込みは募集要項に記載されている担当世話人のアドレス宛、必ず DM で行う

5 例会参加資格及び例会参加者の義務

例会に参加出来る者は原則として歩こう会 ML に登録済みの者とする
例会参加者は必ずネームプレートを着用する事を義務付けます

6 その他

例会担当世話人がその都度コース行程に即した参考情報を歩こう会メールで連絡します

7 例会のコースレベル

会員が例会参加の可否についての判断の参考となるよう毎回の募集毎にコースレベルを設定します

- ・初級：一般に平地が主で誰もが歩き易い比較的歩く距離の短いコース
- ・中級：多少のアップダウンがあり距離も 5 km 以上あるようなコース
- ・上級：比較的高低差のある軽登山・トレッキングをいう

※上記何れも担当世話人の判断で夫々上・中・下（例：初級の上など）を定める場合もあります

8 保険

歩こう会例会は基本的に「事故が起きた場合は自己責任」で、と言う考えで運営しています
保険担当世話人が年度末（2月頃）「スポーツ安全保険」の加入を案内しますので可能な限り加入される事をお勧めします

（なお、例会の都度別途歩こう会として一日団体保険に加入しています）

※ 世話人は例会参加者を最大限サポートはしますがその限界も有り得る事をご承知おきください。